



RM&FP NEWS LETTER

リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2010年 9月 第72号 By FP Compass

◇あいおい損保とニッセイ同和

損保が10月より

正式合併スタート

保険業界の大規模な再編成第二弾が10月より始まります。

持ち株会社MS&ADホールディングス傘下の損害保険会社には三井住友海上火災保険とあいおい損害保険、そしてニッセイ同和損害保険、通販会社の三井ダイレクトがありますが、その第一弾としてあいおい損保とニッセイ同和損保との合併が行われます。

その先では、三井住友海上火災との合併(スケジュールはまだ正式には決定していません)により、国内第1位の損害保険会社を目指す事になります。

日本国内の保険市場は人口減により縮小傾向となりますので、コストの軽減化と海外進出の足がかりとしての業界再編はより進行するものと思われます。

また、来年10月にはあいおい生命保険と三井住友海上きらめき生命保険との合併が予定されています。

このような環境の下、保険会社の合併シナリオは着々と進んでいます。これに伴い、保険代理店としても、お客様はもちろん、保険会社からも選択される時代となりました。

10月からの新商品は各担当者からご案内させていただきますが、一部を除き、大勢はあいおい損保の商品を踏襲したものが多いと感じました。

主力商品の名前に特徴があり、個人向け商品には「タフ」、法人向け商品には「タフビズ」という冠詞を付けた名前になっています。

自動車保険では従来の「トップラン」が「タフ・クルマの保険」に、「IAP-F」が「タフシンプル・クルマの保険」に変わりました。

業務用の自動車保険は従来「IAP-C」と呼んでいたのが今回から「タフビズ事業用自動車総合保険」と呼ぶようになりました。

火災保険でも従来からの個人向け火災保険は「家庭総合保険」と呼んでいましたが、新しく「タフ・住まいの保険」となりました。

事業者向け火災保険も「タフビズ事業者総合保険」と呼ぶようになりました。

保険の内容もリニューアルした部分があり、家族限定に家族限定(子どもワイド)が新設されました。従来の家族限定では、別居の子どもは未婚に限られていましたが、「子どもワイド」タイプですと、別居の既婚の子どもも補償の対象となります。割引率は従来の家族限定は3%割引ですが子どもワイドタイプでは2%割引となります。

さらに「日常生活弁護士費用等補償特約」も新設されました。

日常生活における偶然な事故により被保険者が死傷したり、住宅や身の回り品が損壊した場合、その損害について法律上の損害賠償請求権があるときに、相手側に対する損害賠償に関する訴訟費用等について保険金を支払うものです。

保険金額は弁護士費用等(300万円限度)法律相談費用(10万円限度)となります。

主な新設特約などをご紹介しましたが、詳細は各担当にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

◇猛暑列島日本

今年の夏は本当に暑い年になりました。

原因の一つとして、偏西風が大きく蛇行していることが上げられています。

この偏西風の蛇行により特に北側に蛇行している地域が猛暑に見舞われています。

ロシアやアメリカなどで観測史上最高の気温を記録しています。

また、もう一つの要因は「ラニーニャ現象」といわれています。

「ラニーニャ現象」とは太平洋赤道域の海面水温が6ヶ月以上に渡り基準値より0.5度以上低くなる現象で猛暑や寒波などの異常気象の原因とも考えられています。

このような猛暑になると心配なのが「熱中症」と「夏バテ」です。

今年は例年と比較しても「熱中症」による死者数が多く、5月31日～8月15日までの2ヶ月半で132人の方が亡くなりました。

病院に搬送された人も31,579人(いずれも総務省消防庁の速報値)にものぼり、今年の気象状況がいかに厳しいものか物語っています。

8月も依然として高水準で推移しており、残暑も厳しいと見られており引き続き警戒が必要と呼びかけております。

*応急措置としては

- ①涼しい環境への避難
- ②脱衣と身体の冷却
- ③水分・塩分の補給
- ④医療機関に運ぶ(救急車が最善)

いずれも素早い対応が求められます。

*日常生活での対策としては

- ①暑さを避ける
- ②服装を工夫する
- ③こまめに水分を補給する
- ④暑さに備えた身体作りをする
- ⑤急に暑くなる日は注意する
- ⑥集団活動の場ではお互いに配慮する

等が挙げられます。

最後に傷害保険(家族傷害保険を含む)にも熱中症を補償する特約があることをご存じでしょうか。

わずかな特約保険料で、熱中症にかかった場合、後遺傷害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金の中で該当するものがあれば保険金を支払うことができます。

家族タイプであれば、同居の親族(血族6親等以内、姻族3親等以内)が補償の対象となります(配偶者と未婚のお子さんは別居でも可)。特に高齢者のいるご家族や人数の多いご家族に最適です。

◇円高はチャンスか

円高がじわりじわりと進んでいます。

お盆休みが終わっても海外旅行の人気が続き、両替店には将来の円安をにらんで為替差益を狙う客が相次ぎ、東京都内の金券ショップでは「ドル」が完売する店もあるほどです。金券ショップは銀行よりも有利なレートで両替ができるために、サラリーマンを中心に昼休みや夕方以降に両替に訪れるケースが多いそうです。

今回の円高は米ドルのみならず、ギリシャ発経済危機状態のユーロ、そして、世界的経済停滞により、資源国の通貨も安くなり、ほぼ円独歩高の状態になっています。

海外旅行に行く人にも追い風となります。ショッピングや滞在に関わる費用がほとんど割り引き状態となるので、旅行客の財布のひもは緩みがちになります。

輸入品が安くなったり、海外旅行が楽しくなるというメリットはありますが、日本の産業構造を考えた場合、どちらかといえば輸出のウエイトが高い製造業が主な産業となりますので、円高となれば価格競争力が低下し、輸出関連企業にとっては売上や収益にとってはデメリットになります。

そうなれば、製造拠点を海外に移転することも考えられますので、そうでなくとも雇用情勢が悪化している日本にとってはさらに雇用不安が蔓延し由々しき事態となります。

よって、長期的展望からすれば、このまま円高が進むことは日本経済にとって大きなダメージとなります。

エコノミストの分析では現在の円高は、アメ

リカにおけるリーマンショック、ヨーロッパにおけるギリシャショックにより欧米の金融機関は大きなダメージを被っているため、日本の景気は良くはないものの、どちらかといえば安全性が高いという消去法的選択としての円買いと見ている方がほとんどです。

しかし、我が日本でも財政問題という大きな問題を抱えているので、円高＝強い日本というにはいささか疑問を感じます。

国家の借金残高が、個人の保有する純粋な金融資産(国民金融資産総額－国民借金総額)の残高を超えた場合、国債の信用は低下し、債券価格は下落、そして、その反動で長期金利は跳ね上がります。

住宅ローンなどで長期金利と連動している変動金利タイプを選択している方は常に経済状況を注視する必要があります。

現在、長期金利の指標となる10年物新発国債の金利が0.9%台と、歴史上最低レベルの低金利状態となっていますので、この際全期間固定型のローンを組んだり、変動から固定に切り替えることも「あり」だと思います。

住宅ローンにおいては、支払金利が多いか少ないか、当初の支払金額が多いか少ないかで判断される場合が多いですが、それに加えて返済が将来に向かって確実に履行できるか判断する事が大事です。

これほどの超円高ですので、資産の分散化(今回は通貨の分散化)を行うには最大のチャンスといえます。

手始めとして、流通量の多い通貨を選択、現地通貨ベースで確実に金利が得られ、長期に運用できるタイプが良いでしょう。

◇海外ツアーの事故補償は…

スイスの観光列車「氷河特急」の脱線や米国ユタ州の小型バス横転など、海外で日本人ツアー客が犠牲になる事故が相次いで起こりました。

海外ツアーで事故が起きた場合、旅行会社は保険から「特別補償金」を支払うことを約款に規定しています。

支払額は観光庁の「標準旅行業約款」が基になっているため各社共通で、死亡の場合は2,500万円、180日以上入院の場合は40万円などを、あくまで見舞金として支払うことになっています。

しかし、治療費や慰謝料を含む賠償金の支払は、原則事故を起こした現地の交通機関との交渉になり、ユタ州の事故の例では運転手側の過失が指摘されており、実際にバスを運行した会社などが賠償金の交渉相手になると見られています。

ツアー客にしてみれば、日本の旅行会社を信用して参加したのに、事故に巻き込まれたら言葉も法律も違う海外を相手にしなければならぬというのは、大変な労力と時間とお金が必要となり、何とかしてもらいたいとの心情になるのは必然です。

欧州では旅行会社がいったん全額をお客様に補償をした上で現地の交通機関など当事者から損害額を回収する仕組みがあるそうですので、日本の旅行会社でもいち早く対応ができるようにしていただきたいものです。

海外では健康保険そのものは利用不可で自由診療となり高額になることと、海外旅行保険に加入していないと、病院側で診療費の回収不能と判断される場合もあり、治療そのものを行ってくれない恐れがあります。

よって、任意保険としての海外旅行保険の補償内容を良く確認して、十分な内容にて加入することが必要となります。

◇保険無料相談会のご案内

生命保険・損害保険無料相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、EメールまたはFAXにてご予約してください。

日程：9月11日(土)・25日(土)

10月16日(土)・23日(土)・30日(土)

時間 * 10:00～ * 13:00～

* 15:00～ * 17:00～

各90分程度の相談時間となります。

場 所：FPコンパス店舗内

受 付：多田、鈴木まで

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進
大西忠兵衛 阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子
土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp